

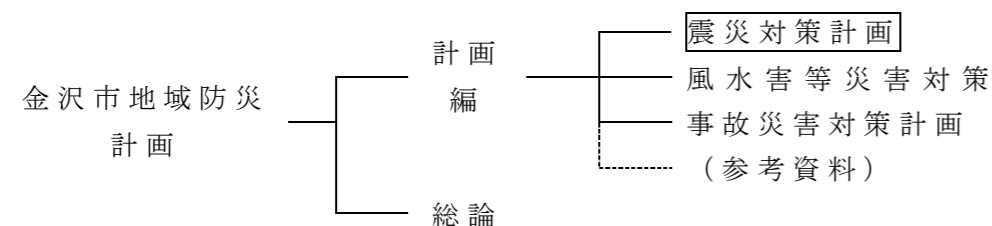
## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における震災に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を地震災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的とする。

### 2 計画の構成

この計画は本市における震災対策を体系化したものであって、「金沢市地域防災計画」の「計画編」のうち「震災対策計画」である。



なお、「5章 津波対策計画」の章は、その他の章と重なるところもあるので、各章を合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。また、震災対策計画の構成は以下のとおりである。

#### ア 第1章 総則

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱及び計画の基本事項を示すものである。

#### イ 第2章 災害予防計画

平常時に実施すべき防災活動、防災施設等整備計画等の災害予防対策を示すものである。

#### ウ 第3章 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に実施すべき災害応急対策を示すものである。

#### エ 第4章 災害復旧・復興計画

地震災害に伴う復旧・復興対策を示すものである。

#### オ 第5章 津波対策計画

地震災害に伴う津波対策を示すものである。

### 3 計画の修正と習熟

ア この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正を行う。

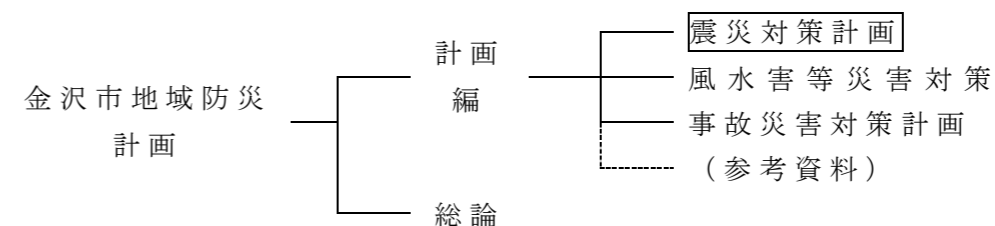
## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における震災に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を地震災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的とする。

### 2 計画の構成

この計画は本市における震災対策を体系化したものであって、「金沢市地域防災計画」の「計画編」のうち「震災対策計画」である。



なお、「5章 津波対策計画」の章は、その他の章と重なるところもあるので、各章を合わせて震災対策のために活用されるべきものとする。また、震災対策計画の構成は以下のとおりである。

#### ア 第1章 総則

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱及び計画の基本事項を示すものである。

#### イ 第2章 災害予防計画

平常時に実施すべき防災活動、防災施設等整備計画等の災害予防対策を示すものである。

#### ウ 第3章 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に実施すべき災害応急対策を示すものである。

#### エ 第4章 災害復旧・復興計画

地震災害に伴う復旧・復興対策を示すものである。

#### オ 第5章 津波対策計画

地震災害に伴う津波対策を示すものである。

### 3 計画の修正と習熟

ア この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正を行う。また、国の防災基本計画をはじめとした各種法令等との整合及び近

旧_R7.5 末時点	新（見直し後）
<p>イ この計画は、金沢市職員をはじめ防災関係機関の構成員への周知、習熟を図り、広く市民に広報し、防災活動への理解を得るものとする。</p>	<p>年の大規模災害対応における最新の知見を反映するため、概ね5年に1度、記載内容を見直すものとする。</p> <p>なお、県内外を問わず、大規模災害が発生した場合も、その被災状況や対応状況、課題、対策などを収集し、本計画への反映に努めるものとする。</p> <p>イ この計画は、金沢市職員をはじめ防災関係機関の構成員への周知、習熟を図り、広く市民に広報し、防災活動への理解を得るものとする。</p>

<p><b>第2節 防災関係機関の業務の大綱</b></p>	<p>※変更無し</p>
--------------------------------	--------------